

意見書

平成19年7月20日

総務省情報通信政策局情報通信政策課
通信・放送法制企画室 御中

郵便番号 105-0001
東京都港区虎ノ門 2-9-8
あまかすビル4F
社団法人 衛星放送協会
理事・総務委員長 須田真司

「『通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ』に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

以上

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		全般	既に通信と放送の垣根がなくなり、インターネットの普及、衛星放送の発展から多メディア時代となった現実から鑑みて、今回の法体系の見直しは時宜を得たものであると考える。しかし、従来の法制度を抜本的に見直す場合は、関係事業者に混乱を与えないような配慮が必要であるとする。また、今回の見直しにあたっては、現行の法制度の下で進められてきた規制緩和の方針が堅持されることを希望する。
8	9	<p>3 コンテンツに関する法体系のあり方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>.....</p> <p>なお、このような制度の見直しに関連して著作権法の強制許諾制度など、放送ないし有線放送を対象として設けられている制度も見直しが必要となることにも留意が必要である。</p>	<p>通信・放送法制度を抜本的に見直す場合、コンテンツの流通促進という観点から著作権法の改定も同時考慮されるべきと考える。通信・放送に係る法律と著作権法の解釈が人によって異なることにより、市場に混乱を与えたことが過去何度かあることから、この問題を除外しては、真の通信と放送の融合とはならないことを危惧する。是非、著作権法の改定も視野に入れた論議が行われるよう切に希望する。</p>